

契 第 40 号
技 管 第 61 号
経 管 第 472 号
平成 30 年 3 月 8 日

建設工事請負業者 各位

財 政 部 契 約 課 長
工事・会計管理部 技術管理課長
企 業 局 経営管理課長

労務単価改正に伴う特例措置について

このことについて、下記のとおり特例措置を講じることとしましたのでお知らせします。

記

1. 特例措置の取扱いについて

平成 30 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価(以下「新労務単価」という。)の決定に伴い、以下に定める工事の受注者は、福井市工事請負契約約款第 55 条の規定に基づく請負金額の変更の協議を請求することができることといたします。

- (1) 平成 30 年 3 月 1 日以降に契約を締結する工事のうち、平成 29 年 3 月から適用されている公共工事設計労務単価(以下「旧労務単価」という。)を適用して予定価格を積算しているもの。

2. 福井市工事請負契約約款第 25 条第 6 項の運用について

賃金等の急激な変動に対処するため、福井市工事契約約款第 25 条第 6 項(いわゆるインフレスライド条項)の運用について以下のとおりといたします。

(1) 適用対象工事

ア 契約約款第 25 条第 6 項の請求は、(2)ウに定める残工期が(2)イに定める基準日から 2 か月以上あること。

なお、工期内に賃金水準(設計労務単価)の変更がなされた後、受注者の責によらない工期延長により(2)ウに定める残工期が(2)イに定める基準日から 2 か月以上となる場合には、その時点において請求ができるものとする。

イ 発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準(設計労務単価)の変更がなされた時とする。

(2) 請求日及び基準日等の定義

- ア 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議を請求した日とする。
- イ 基準日：請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とし、請求日とすることを基本とする。
- ウ 残工期：基準日以降の工事期間とする。

3 . その他

本特例措置に伴う、スライド協議の請求又は請負代金額の変更等手続きについては、「インフレスライド条項（福井市工事請負契約約款第 25 条第 6 項）の運用について」を参照願います。

なお、本特例措置については、各発注課にお問合せ願います。